

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成28年11月30日

# 平成27年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)

※ 平成28年9月30日の速報公表時点から、早期健全化基準、経営健全化基準以上となった地方公共団体又は会計等に異動はありません。

### I. 健全化判断比率の状況

〇 財政再生基準以上の団体

:北海道夕張市(26年度決算も同じ。)

# 【参考】財政健全化団体等の状況

〇 財政再生団体:北海道夕張市(26年度決算も同じ。)

〇 財政健全化団体:なし(26年度決算も同じ。)

団体名	計画期間	完了報告の 状況
北海道夕張市	平成 21 年度~平成 41 年度	_

【参考】(注)					
実質公債費比率	将来負担比率				
(%)	(%)				
76. 3 (61. 0)	632. 4 (724. 4)				

(注)実質公債費比率及び将来負担比率について、( )内は平成26年度決算に基づく数値である。

#### 1. 実質赤字比率

早期健全化基準以上の団体はなし(※26年度決算も同じ。)なお、実質赤字額がある団体はなし

(※26年度決算も同じ)

- \* 実質赤字比率:福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化 し、財政運営の悪化の度合いを示すもの
- \* 実質赤字比率の早期健全化基準は、市区町村は財政規模に応じ 11.25%~15%、道府県は 3.75%、 財政再生基準は、市区町村は 20%、道府県は 5%である。なお、都の実質赤字比率の基準につい ては、財政制度の特例に伴う計算調整がある。

### 2. 連結実質赤字比率

・ 早期健全化基準以上の団体はなし(※26年度決算も同じ。) なお、連結実質赤字額がある団体はなし

(※26年度決算:市区町村で1団体)

- \* 連結実質赤字比率: すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を 指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの
- \* 連結実質赤字比率の早期健全化基準は、市区町村は財政規模に応じ16.25%~20%、道府県は8.75%、 財政再生基準は、市区町村は30%、道府県は15%である。なお、都の連結実質赤字比率の基準については、財政制度の特例に伴う計算調整がある。

#### 3. 実質公債費比率

- 財政再生基準以上の団体は1団体(夕張市:76.3%)(※26年度決算も団体は同じ。)
- 都道府県の平均値は12.7%、市区町村は7.4%(※26年度決算:都道府県平均13.1%、市区町村平均8.0%)
  - \* 実質公債費比率:借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度 を示すもの
  - \* 実質公債費比率の早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%である。

#### 4. 将来負担比率

- 早期健全化基準以上の団体は1団体(夕張市:632.4%)(※26年度決算も団体は同じ。)
- 都道府県の平均値は175.6%、市区町村は38.9%(※26年度決算:都道府県平均187.0%、市区町村平均45.8%)
  - \* 将来負担比率:地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担 等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの
  - \* 将来負担比率の早期健全化基準は、市区町村(政令市を除く。)は350%、都道府県及び政令市は400%である。なお、財政再生基準の設定はない。

## Ⅱ. 資金不足比率の状況

- 経営健全化基準以上の公営企業会計は10会計(※26年度決算:13会計)
- \* 10会計の内訳:簡易水道事業1会計、交通事業1会計、病院事業1会計、宅地造成事業3会計、観光施設事業2会計、その他事業2会計
- 資金不足額がある公営企業会計は47会計(※26年度決算:58会計)
  - \* 資金不足比率:公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの
  - \* 資金不足比率の経営健全化基準は20%である。

※ 健全化判断比率及び資金不足比率に関する解説については、「制度解説」(P.9) 及び「用語説明」(P.14) をご覧ください。

また、団体別健全化判断比率及び資金不足比率等については「資料」をご覧ください。

#### (連絡先)

(健全化判断比率について)

自治財政局財務調査課 桑原財政健全化専門官、大竹係長

電話:(代表)03-5253-5111 (直通)03-5253-5649

FAX: 03-5253-5650 (資金不足比率について)

自治財政局公営企業課 木村理事官、森田事務官 電話:(代表)03-5253-5111 (直通)03-5253-5634

FAX: 03-5253-5640

E-mail: kenzenkahou@soumu.go.jp (各担当共通)

### 【参考】早期健全化基準又は経営健全化基準以上である団体又は会計の状況

1. 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数

	実質	赤字片	比率	連結実	質赤	字比率	実質:	公債費	貴比率	将来	負担.	比率		合計		合言	+(純	計)
都道府県		0			0			0			0			0			0	
(47団体)	(26)	0	)	(26)	0	)	(26)	0	)	(26)	0	)	(26)	0	)	(26)	0	)
政令市		0			0			0			0			0			0	
(20団体)	(26)	0	)	(26)	0	)	(26)	0	)	(26)	0	)	(26)	0	)	(26)	0	)
市区		0			0			1	(1)		1			2	(1)		1	(1)
(793団体)	(26)	0	)	(26)	0	)	(26)	1(1)	)	(26)	1	)	(26)	2(1)	)	(26)	1(1)	)
町村		0			0			0			0			0			0	
(928団体)	(26)	0	)	(26)	0	)	(26)	0	)	(26)	0	)	(26)	0	)	(26)	0	)
合計		0			0			1	(1)		1			2	(1)		1	(1)
(1,788団体)	(26)	0	)	(26)	0	)	(26)	1(1)	)	(26)	1	)	(26)	2(1)	)	(26)	1(1)	)

<sup>(</sup>注) 1.( )内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。

#### 2. 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体名

健全化判断比率	団体名	(参考) 早期健全化基準 H26決算 基準以上 ↓ H27決算 基準未満	(参考) 早期健全化基準 H26決算 基準未満 ↓ H27決算 基準以上
実質赤字比率		1	_
連結実質赤字比率			_
実質公債費比率	1団体 (北海道) <u>夕張市</u>		
将来負担比率	1団体 (北海道) 夕張市	į.	<del>-</del>

<sup>(</sup>注) 財政再生基準以上である団体には、下線を付している。

### 3. 実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体の状況

・ 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47	0/20	0/793	0/928	0/1,788
四冲奴	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

<sup>(</sup>注)()内の数値は、実質赤字額がある(実質赤字比率が0%超である)団体数である。

<sup>2.</sup> 将来負担比率には、財政再生基準はない。

#### 4. 連結実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体の状況

- 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47	0/20	0/793	0/928	0/1,788
凹冲奴	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

<sup>(</sup>注)1. ()内の数値は、連結実質赤字額がある(連結実質赤字比率が0%超である)団体数である。

#### 5. 実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体の状況

(1) 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47	0/20	1/793	0/928	1/1,788

### (2) 早期健全化基準以上である団体の実質公債費比率

(単位:%)

都道府県名	市区町村名	実質公債費比率
北海道	夕張市	76.3

<sup>(</sup>注) 実質公債費比率の早期健全化基準は25%であり、財政再生基準は35%である。

#### 6. 将来負担比率が早期健全化基準以上である団体の状況

(1) 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47	0/20	1/793	0/928	1/1,788

### (2) 早期健全化基準以上である団体の将来負担比率

(単位:%)

		\ I  /
都道府県名	市区町村名	将来負担比率
北海道	夕張市	632.4

<sup>(</sup>注) 将来負担比率の早期健全化基準は、都道府県・政令市が400%であり、市区町村が350%である。

# 7. 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	計
水道事業	0 / 25	0 / 19	0 / 1,202	0 / 96	0 / 1,342
簡易水道事業	0 / 1	0 / 5	1 / 766	0 / 4	1 / 776
工業用水道事業	0 / 41	0 / 9	0 / 96	0 / 8	0 / 154
交通事業	0 / 3	1 / 20	0 / 57	0 / 3	1 / 83
電気事業	0 / 25	0 / 4	0 / 60	0 / 3	0 / 92
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 25	0 / 0	0 / 26
港湾整備事業	0 / 34	0 / 4	0 / 41	0 / 6	0 / 85
病院事業	0 / 39	0 / 14	1 / 464	0 / 81	1 / 598
市場事業	0 / 9	0 / 18	0 / 128	0 / 10	0 / 165
と畜場事業	0 / 1	0 / 7	0 / 33	0 / 8	0 / 49
宅地造成事業	0 / 52	0 / 23	1 / 365	2 / 7	3 / 447
下水道事業	0 / 45	0 / 29	0 / 2,486	0 / 27	0 / 2,587
観光施設事業	0 / 6	0 / 4	2 / 255	0 / 0	2 / 265
その他事業	0 / 14	0 / 0	1 / 73	1 / 39	2 / 126
計	0 / 295	1 / 157	6 / 6,051	3 / 292	10 / 6,795

<sup>(</sup>注)分母は事業種類別の公営企業会計数である。

# 8. 資金不足比率が経営健全化基準以上である団体名・公営企業会計名

事業名	都道府県名	市区町村等名	
簡易水道事業(1)	熊本県	玉名市	玉名市簡易水道事業特別会計
交通事業(1)	大阪府	大阪市	自動車運送事業会計
病院事業(1)	福岡県	小竹町	小竹町立病院事業特別会計
宅地造成事業(3)	青森県	青森県新産業都市建設事業団	桔梗野工業用地造成事業
	青森県	青森県新産業都市建設事業団	百石住宅用地造成事業
	山口県	下関市	臨海土地造成事業特別会計
観光施設事業(2)	奈良県	宇陀市	保養センター事業特別会計
	高知県	高知市	国民宿舎運営事業特別会計
その他事業(2)	北海道	釧路市	釧路市設魚揚場事業会計
	長野県	諏訪中央病院組合	諏訪中央病院組合看護専門学校事業会計

<sup>(</sup>注)資金不足比率の経営健全化基準は20%である。

### (参考)

	経営健全化基準 H26決算基準以上→H27決算基準未満 6会計	経営健全化基準 H26決算基準未満→H27決算基準以上 3会計
簡易水道事業	-	1会計 (熊本県) 玉名市 玉名市簡易水道事業特別会計
交通事業	1会計 (熊本県) 熊本市 交通事業会計	_
病院事業	2会計 (北海道) 美唄市 病院事業会計 (兵庫県) 川西市 病院事業会計	1会計 (福岡県) 小竹町 小竹町立病院事業特別会計
市場事業	1会計 (大阪府) 大阪市 中央卸売市場事業会計	
観光施設事業	2会計 (青森県) 弘前市 岩木観光施設事業特別会計 (青森県) 黒石市 温泉供給事業特別会計	_
その他事業		1会計 (長野県) 諏訪中央病院組合 諏訪中央病院組合看護専門 学校事業会計

<sup>(</sup>注) 下記の1会計については、平成27年度中に廃止され、その過程において資金不足比率が経営健全化基準以上となったものである。 (熊本県) 玉名市 玉名市簡易水道事業特別会計